

## 審 査 要 領

### 白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託プロポーザル

#### 1. 趣旨

本要領は、白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託プロポーザル実施要領に定めることのほか委託候補者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

#### 2. 審査方法

本プロポーザルは次のとおり審査を行う。

- (1) 本プロポーザルの審査は、白井市庁舎建設等検討委員会（以後「委員会」という。）が行う。
- (2) 委託候補者1者及び次席者1者は、本要領に基づき委員会が参加要件の確認、一次審査及び二次審査を行い特定する。
- (3) 客観評価（事務所規模、技術力等）項目は、本要領に記載の採点基準に基づき評価する。
- (4) 主観評価（プレゼンテーション等）項目は、各審査員が本要領に記載の採点基準に基づき評価し、各審査員の持ち点比率により集計し評価する。

#### 3. 評価方法

##### (1) 参加要件の確認

本プロポーザルに参加することができる者は、「白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託プロポーザル実施要領」の「2. プロポーザルへの参加資格」「3. プロポーザルへの参加条件」の要件を満たす単体企業で参加した者とする。

(2) 一次審査 (配点 40.0 点)

提出された参加表明書等をもとに次の項目において評価する。

評価項目		評価の着目点			評価配点		
		判断基準			小計		
客観評価項目	① 事務所の規模等	技術職員数	技術職員数で評価する。		2.5	7.0	
		有資格者数	有資格者数で評価する。		2.5		
		I S O 認証取得	I S O 認証取得状況により評価する。		2.0		
	② 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	配置技術者の保有する資格の内容で評価する。	主任 技術者	建築(意匠)	1.5	12.0
					建築(構造)	3.0	
					電気設備	3.0	
					機械設備	3.0	
					積算	1.5	
	③ 配置技術者の能力	C P D 取得単位	配置技術者の過去2年間のC P D の認定時間で評価する。	管理技術者		1.0	6.0
				主任	建築(意匠)	1.0	
建築(構造)					1.0		
技術者				電気設備	1.0		
				機械設備	1.0		
				積算	1.0		
客観評価計						25.0	
主観評価項目	④ 事務所の実績	同種・類似の実績	建物用途、規模、構造種別等の多様性及び実績件数を総合的に判断し評価する。			7.5	
	⑤ 配置技術者の実績		代表的実績	管理技術者		1.0	
			建物用途、規模、構造種別の多様性及び件数等を総合的に判断し評価する。	管理技術者		1.5	
				主任	建築(意匠)	1.0	
					建築(構造)	1.0	
				技術者	電気設備	1.0	
					機械設備	1.0	
積算	1.0						
主観評価計						15.0	
一次審査計						40.0	

①事務所の評価－1（配点7.0点）

ア）技術職員数（配点2.5点）

様式2「設計事務所の資格別技術者数」の合計人数に応じ、次により評価する。

職員数（人）	評価点
100人以上	2.5
50人以上100人未満	2.0
50人以上 20人未満	1.0
20人未満	0.0

イ）有資格者数（配点2.5点）

様式2「設計事務所の資格別技術者数」の有資格者数に応じ、次により評価する。

なお「有資格者数＝合計－その他」とする。

有資格者数（人）	評価点
100人以上	2.5
50人以上100人未満	2.0
50人以上 20人未満	1.0
20人未満	0.0

ウ）ISO認証取得状況（配点2.0点）

様式9「ISO認証取得状況」に応じ、次により評価する。

なお、双方とも取得している場合は、それぞれの評価点を加算する。

種 別	評価点
ISO9001	1.0
ISO14001	1.0
認証取得なし	0.0

②配置技術者の資格（配点12.0点）

各主任技術者の保有資格に応じ、次により評価する。

様式6「配置予定の各担当主任技術者の業務実績」

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
建築（意匠）	一級建築士	1.5
	二級建築士	0.5
建築（構造）	構造設計一級建築士	3.0
	一級建築士	1.5
	二級建築士	0.5
電気設備	設備設計一級建築士	3.0
	一級建築士、建築設備士	1.5
	二級建築士、一級電気工事施工管理技士	0.5
機械設備	設備設計一級建築士	3.0
	一級建築士、建築設備士	1.5
	二級建築士、一級管工事施工管理技士	0.5
積算	一級建築士	1.5
	二級建築士、建築積算士	0.5

※1. 技術士は「一級建築士」と同等とする。

※2. 該当する資格を有しない場合の評価点は「0.0」とする。

③配置技術者の技術力（配点6.0点）

管理技術者及び主任技術者の過去2年間（平成23・24年度）のCPD認定時間数に応じ、次により評価する。

様式8「配置技術者の建築CPD認定時間数」

認定時間	評価点
40時間以上	1.0
24時間以上40時間未満	0.5
24時間未満	0.25
0時間	0.0

④事務所の実績（配点7.5点）

様式3「設計事務所の主要業務実績」について、用途、構造、面積、件数等から、審査員の主観により総合的に判断し、次の分類で評価する。

評 価	評 価 点
業務実績が優れている	7.5
業務実績が普通である	4.0
業務実績が劣っている	0.0

⑤配置技術者の実績（配点7.5点）

ア) 様式5「管理技術者の主要業務実績詳細」から、管理技術者の代表的実績について、審査員の主観により総合的に判断し、次の分類で評価する。

評 価	評 価 点
業務実績が優れている	1.0
業務実績が普通である	0.5
業務実績が劣っている	0.0

イ) 実績一覧

様式4「管理技術者の主要業務」及び 様式6「担当主任技術者の業務実績」について、用途、構造、面積、件数等から、審査員の主観により総合的に判断し、次の分類で評価する。

評 価	評 価 点	
	管理技術者	主任技術者
業務実績が優れている	1.5	1.0
業務実績が普通である	0.75	0.5
業務実績が劣っている	0.0	0.0

(3) 二次審査（配点60.0点）

提出された技術提案書及びヒアリングをもとに次の項目において評価する。

評価項目		評価の着目点		評価配点	
		判断基準			小計
二次審査 (主観審査)	① 技術提案書	技術提案A	技術提案書、ヒアリングの内容を審査員の主観により総合的に判断し評価する。	10.0	40.0
		技術提案B		10.0	
		技術提案C		10.0	
		技術提案D		10.0	
	② 取組意欲、計画の理解度	・技術提案書及びヒアリング時の受け答えから評価する。	提出資料やヒアリングの受け答え等から、審査員の主観により総合的に判断し評価する。	10.0	10.0
二次審査 (客観審査)	③ 参考見積書		見積額の最高額に対する最低額の割合に応じ、評価配分をⅠ型～Ⅲ型に分類し、評価算定式により評価する。	10.0	10.0
二次審査計					60.0

①技術提案書（配点40.0点）

様式11「課題別提案書」及びヒアリングをもとに審査員の主観により総合的に判断し、次の分類で評価する。

技術提案項目		評価点				
		極めて高い	高い	普通	低い	極めて低い
A	H23提言書の概算事業費の精査について	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0
B	減築工法について	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0
C	既存建物との一体性について	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0
D	その他本事業を進めるにあたり有効な追加提案	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0

②取組意欲、計画の理解度（配点10.0点）

プレゼンテーション及びヒアリング時の受け答えの内容から、当事業者に対する参加者の取組意欲、計画の理解度を審査員の主観により総合的に判断し、次の分類で評価する。

評価項目	評価点				
	極めて高い	高い	普通	低い	極めて低い
取組意欲、理解度	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0

③参考見積額（配点10.0点）

様式12「参考見積書及び見積内訳書」

ア) 見積額の最高額に対する最低額の割合に応じ、評価配分をⅠ型～Ⅲ型に分類する。

Ⅰ型評価配分 最低見積額÷最高見積額＝90%以上

Ⅱ型評価配分 最低見積額÷最高見積額＝70%以上、90%未満

Ⅲ型評価配分 最低見積額÷最高見積額＝70%未満

イ) 参考見積額の最高額及び最低額から、次の式により各評価点数別の価格範囲を算定し、下表のとおり評価する。

A 最低額以上、最低額＋(最高額－最低額)×1/5 未満

B 最低額＋(最高額－最低額)×1/5 以上、最低額＋(最高額－最低額)×2/5 未満

C 最低額＋(最高額－最低額)×2/5 以上、最低額＋(最高額－最低額)×3/5 未満

D 最低額＋(最高額－最低額)×3/5 以上、最低額＋(最高額－最低額)×4/5 未満

E 最低額＋(最高額－最低額)×4/5 以上、最高額以下

最低額÷最高額	価格範囲及び評価点数				
	A	B	C	D	E
Ⅰ型評価配分	10.0	9.0	8.0	7.0	6.0
Ⅱ型評価配分	10.0	8.0	6.0	4.0	2.0
Ⅲ型評価配分	10.0	7.5	5.0	2.5	0.0

ウ) 提案内容に沿っていないもの、不当に廉価であると審査委員会で判断された者は0点とし、ア)、イ)の算定から除外する。